

砂利等採取税について

地方税法第5条第3項に基づく市町村の法定外普通税として徴収。
その概要は下表のとおり。

市町村名	平成 11 年度 税収額 (千円)	課税標準・ 税率(/ m ³)	目 的
京都府 城陽市	28,674	山砂利採取料 40 円	山砂利採取に起因する公害対策等に 要する費用(交通安全施設の整備等) に必要な費用の確保
神奈川県 中井町	15,930	砂利採取量 30 円等	道路整備に関する財政需要を生み出 す砂利採取業者に対し必要な経費の 一部負担を求める
神奈川県 山北町	11,721	砂利等採取量 10 円等	運搬用ダンプカーの迂回路の整備等
千葉県 君津市	37,408	山砂利採取量 20 円等	山砂利採取に起因する公害対策等に 要する費用への充当
千葉県 富津市	22,278	山砂利採取量 20 円	山砂利採取に起因する公害対策等に 要する費用への充当

(注) 関係市町村への電話ヒアリング等により環境庁作成。

なお、千葉県君津市及び富津市においては本年3月で関係条例が失効した。